

介護職員等ベースアップ等支援加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ライフサポート愛（以下、「法人」と言う。）給与規程第11条に規定する給与とは別に、介護職員等ベースアップ等支援加算制度（以下「ベースアップ等支援加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等ベースアップ等支援加算金（以下「ベースアップ等支援加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 この規程に定める介護職員は、法人で介護職員として雇用契約を締結し、勤務する全職員に支給する。

(支給額)

第3条 ベースアップ等支援加算金の支給額は、ベースアップ等支援加算制度対象期間により受け取る介護職員等ベースアップ等支援加算総額の3分の2を超えて、全ての介護職員毎に対象期間に支給した賃金総額や勤務時間等を個別評価し法人が定める額とする。但し、ベースアップ等支援加算金の支給額には、賃金改善に伴う法定福利費等の法人負担増加分を含むことができる。

(支給方法)

第4条 ベースアップ等支援加算金の支給は年2回、6月30日（基準日：6月1日）と12月15日（基準日：12月1日）とし、あらかじめ介護職員等が申し出ている毎月の給与支払い方法に準じて支給する。但し、支給当日が休日の場合は繰り上げ支給するものとする。

2 前項に定める基準日に、介護職員が退職等により在籍していない場合は、ベースアップ等支援加算金を支給しないものとする。

(算定期間)

第5条 ベースアップ等支援加算金の算定期間は、6月1日から11月30日まで（対象利用月：4月から9月）と12月1日から翌年5月31日まで（対象利用月：10月から翌年3月）とする。

(休職等の期間中の取り扱い)

第6条 休職等により介護業務に従事していない期間中は、ベースアップ等支援加算金を算定しないものとする。

(その他)

第7条 この規程は、ベースアップ等支援加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。